

令和4年度における京都市上下水道局職員の給与の額の特例に関する規程の一部を改正する規程を公布する。

令和4年11月30日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 吉川 雅則

京都市上下水道局管理規程第5号

令和4年度における京都市上下水道局職員の給与の額の特例に関する規程の一部を改正する規程

令和4年度における京都市上下水道局職員の給与の額の特例に関する規程の一部を次のように改正する。

第2条各号列記以外の部分中「(第4号及び第5号に掲げる職員にあっては、令和4年10月31日)まで」を「まで(第4号及び第5号に掲げる職員にあっては、令和4年4月1日から同年10月31日まで及び同年12月1日から令和5年3月31日まで)」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

(上下水道局総務部職員課)